

## トピックス

# 01 5月下旬から気象の警報などが大きく変わります!

問合せ 防災対策課(Tel.23-7660)

## 防災気象情報の活用

お住まいの地区にどのような気象災害の危険があり、災害種別(土砂災害・洪水・高潮)ごとに、どのような避難行動をとる必要があるのか、日頃から認識することが大切です。

## 新しい防災気象情報

5月29日(金)から新たな防災気象情報の運用が始まります。避難情報が5段階の警報レベルに対応し、避難の判断がしやすくなります。

警戒レベル4の危険警報や警戒レベル3の警報が発令された際は、キキクルや河川の水位情報などを用いて、早めの避難行動を心がけてください。

▶スマホで確認できる防災情報のチェック方法

気象情報



キキクル

## 変更のポイント

◎警報・注意報ごとに「レベル」が付記されます。

◎河川の氾濫の危険度の伝え方が変わります。

(特別警報の新設など)

◎「警戒レベル4相当」の情報は「危険警報」として発表されます。

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫 特別警報	レベル5 大雨 特別警報	レベル5 土砂災害 特別警報	レベル5 高潮 特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
〈警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!〉					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫 危険警報	レベル4 大雨 危険警報	レベル4 土砂災害 危険警報	レベル4 高潮 危険警報	危険な場所から 全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫 警報	レベル3 大雨 警報	レベル3 土砂災害 警報	レベル3 高潮 警報	避難に時間の要する人は 早めに避難、避難の 準備など
警戒レベル 2相当	レベル2 氾濫 注意報	レベル2 大雨 注意報	レベル2 土砂災害 注意報	レベル2 高潮 注意報	避難行動を確認 (避難場所や避難ルート、 避難のタイミングなど)
警戒レベル 1相当	早期注意情報				災害への心構えを 高める

# 02 1人につき7,000円分の商品券を送付します

ホームページID 792959158 問合せ 農業課(Tel.23-7632)

食料品などが高騰していることに対する支援として、カードサイズの商品券を世帯ごとにまとめてお届けします。

発送予定▶8月頃

発送方法▶受取確認が必要な発送方法

使用可能期間▶到着後～11月末(予定)

対象▶4月1日現在で住民登録がある方

利用可能店舗▶市内登録店舗



## 使用方法

下記の2通りの方法で利用可能です。(どちらか一方しか利用できない店舗もあります)。どちらも1円単位で支払い可能です。

### ①専用アプリをダウンロードして支払う

スマートフォンなどの専用アプリから、商品券の二次元コードを読み取り、全額をチャージします。支払い時にアプリを操作し、チャージした金額を使用できます。

### ②商品券を提示して支払う

商品券を店舗に持参し、その店舗の端末で商品券の二次元コードを読み取ることで、支払処理します。

その他▶詳しい使用方法や利用可能な店舗については、商品券に同封する案内をご確認ください。

# 03 不法投棄ってなに？投棄されるとどうなるの？

ホームページID 528529201 問合せ 生活環境課 (Tel.23-7629)

## 不法投棄とは

廃棄物を決められた方法・場所以外で捨てることです。これは事業者や処分業者だけに限らず、一般の人も同じです。次の行為も不法投棄です。

- 道路上や空き地などに投棄する
- 収集日以外に集積場にごみを出す
- 可燃ごみに空き缶などを混ぜて出す
- ポイ捨て



※自分の土地であっても、ごみを投棄したり埋めたりするのは不法投棄にあたります！

### ・刑事罰

5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金もしくは両方  
※法人の場合は3億円以下の罰金（廃棄物の処理及び清掃に関する法）

## 不法投棄されやすい場所

- 人目がない開けた土地
- 山中などで車を停めて置けるスペース（待避場所など）がある土地
- 手入れされていない土地
- 柵やネット、ロープなどが張られていない土地
- 既にごみが捨てられている土地



道の端に投棄された消火器やトタン板など  
▶ 消火器は市で処分できないため、専門の業者に処分を依頼する費用が発生します。

◀山中に投棄された冷蔵庫  
家電リサイクル費と運搬費で1万円程度負担する可能性もあります。



## 不法投棄されるとどうなる？

不法投棄した人が判明しない場合、投棄されたごみの処理責任は土地の所有者に発生します（廃棄物処理法第5条）。人通りが少ない時間帯や場所で被害が発生しやすく、その場合、犯人の特定が難しくなります。そのため、現状では土地の所有者が処理をしなければならないケースが多いです。

投棄されたものによっては処分するのに費用がかかりますが、それも土地所有者が負担することになります。



## 不法投棄されないために

次のような対策をとることで、不法投棄されにくい状況を作ることができます。

- 草刈りやごみ拾いをして常にきれいにする
- ロープやネットを張り、人が立ち入れないようにする
- 「不法投棄禁止」の看板を立てる
- 防犯カメラを設置する

不法投棄禁止の看板は生活環境課から区へ貸与できます。数に限りがありますので、事前にお電話ください。



不法投棄対策をして  
環境と自分の土地・財産を守りましょう！

# 04 木造住宅にお住まいの方は耐震診断を受けてください

ホームページID 259997467 問合せ 都市計画課 (TEL23-7640)

いつ来るか分からない南海トラフ地震など巨大地震に備え、耐震対策を検討しましょう。

## 木造住宅無料耐震診断

地震に強い建物であるか調査し、耐震補強計画と耐震補強工事の概算費用を算出します。

**対象建築物**▶平成12年5月31日以前に着工した2階建て以下の木造住宅で、居住している建物

**申込**▶都市計画課へ申請様式を提出

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅は次の①～④の補助を受けることができます

### ①木造住宅耐震改修補助

**対象**▶上記の耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された住宅

**補助額**▶最大120万円

**申込**▶都市計画課へ申請様式を提出

**その他**▶④の補助も受けることができます

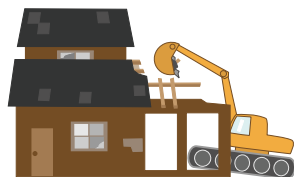


### ②木造住宅取壊し工事費補助

**対象**▶上記の耐震診断の結果、耐震性がないと判断された住宅

**補助額**▶最大20万円

**申込**▶都市計画課へ申請様式を提出



### ③木造住宅耐震シェルター設置費補助

**対象**▶上記の耐震診断の結果、耐震性が低いと診断された高齢者や障がい者が居住している住宅

**補助額**▶最大30万円

**申込**▶都市計画課へ申請様式を提出



### ④耐震改修時省エネ住宅改修補助

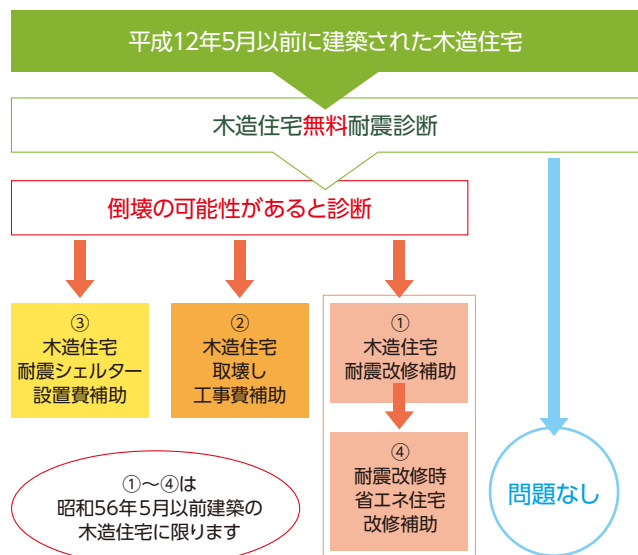
**対象**▶①と合わせて断熱や遮熱などの省エネ改修工事(遮断フィルム、省エネガラス、断熱材など)する方

**補助額**▶費用の2分の1(最大10万円)

**申込**▶環境政策課へ申請様式を提出



## 【補助金を利用する流れ】



## 税額控除や減額措置を受けることができます

木造住宅耐震改修補助を受けた耐震改修工事を行った場合、税額控除や減額措置を受けることができます。

**所得税の特別控除**▶耐震改修に係る標準的な費用の10%相当(上限25万円まで)控除

**固定資産税額の減税措置**▶対象家屋の固定資産税額が一定期間、2分の1(上限一戸あたり120㎡相当分まで)に減額

## 代理受領制度が利用できます

①～④の補助は、市が直接工事施工者に補助金を支払う代理受領制度を利用することができます。

# 05 「おくやみコーナー」をご利用ください

ホームページID 395575275 問合せ 市民課 (TEL23-7628)

～おくやみ手続きが  
ワンストップでできます～

## 「おくやみコーナー」とは

身近な方が亡くなられた時の市役所での様々な手続きを、ワンストップで行う完全予約制の窓口です。予約時にご入力いただく情報をもとに、住所・氏名などが印字された申請書を事前に準備しています。窓口で書類に記入する負担が少なくなり、手続き時間も短くなります。

### 予約方法▶

手続き希望日の4開庁日前までに  
予約フォームから予約



▲予約フォーム

開設日▶ 平日の毎日

予約枠▶ ①9:00～②10:30～③13:00～④14:30～

場所▶ 本庁舎1階市民課(②番窓口で受付)

持ち物▶ それぞれの手続きに必要な持ち物は、死亡届出時にお渡しする「おくやみハンドブック」または「おくやみ手続きナビ」でご確認ください。

その他▶ 予約なしで各部署を回っていただく方法での手続きもできます。

## おくやみ手続きナビ

約40種類ある手続きの中から、簡単な質問に答えるだけで、必要な手続きが確認できるナビゲーションツールです。



おくやみ  
手続きナビ▶



# 06 第14回新城市市民まちづくり集会

ホームページID 719321841 問合せ 市民自治推進課 (TEL23-7697)

ゲームで発見!?  
～公共施設の未来とは?～

新城文化会館大会議室で開催した第14回新城市市民まちづくり集会の様子を紹介します。

今回は、中学生から80代までの73人が参加し、公共施設マネジメントゲームで公共施設の運営を疑似体験しながら、市の公共施設の未来について考えました。

## 市民・議会・行政の発表

**市民発表**(ホーム千郷・「ホーム千郷」活動概要)  
公共施設を活動拠点とすることの利点について発表しました。

**行政発表**(資産管理課・現状と取組)  
市民・行政・民間の協働・連携の必要性について発表しました。

**議会発表**(中西議員・市議会の役割)  
地域の声を受け止めながら公共施設の未来を考える必要性について発表しました。

## グループワーク発表意見

- ・ 気軽に楽しみながら考えることができた。
- ・ 施設利用の多様性を発見できた。
- ・ 行政だけでなく市民の力やアイデアを積極的に取り入れることの必要性を感じた。
- ・ 民間提案制度の重要性を実感した。

## 第15回に向けて

現在、今年度開催する第15回目の市民まちづくり集会におきて、実行委員会が準備を進めています。市民の皆さんのご参加を多数お待ちしております。



# 07 第10期若者議会の成果報告

ホームページID 100618400 問合せ 市民自治推進課 (TEL23-7697)

令和6年度に第10期若者議会が提案し、令和7年度に実施した事業を紹介します。

## 第2次新城市若者総合政策の策定

第1次若者総合政策の策定から10年が経過したことから、現在の若者の状況やニーズなどを反映した第2次若者総合政策を新たに策定しました。



▲第2次若者総合政策を掲載した冊子を作成

## 若者政策10周年記念事業

### 若者政策10周年記念イベント「わきゃっぴ祭」

若者政策の10年の歩みを振り返るイベントを開催しました。若者議会提案事業の成果パネル展示、インフルエンサーによるトークショー、ニューキャッスルのユース議会事例紹介、ワークショップなどが行われ約700人が参加しました。



## TSUNAGO ～未来共創プロジェクト～

### JUMP UP ミライフス

若者と子どもの交流イベントを開催しました。若者ボランティア25人が参加し、若者たちが考えた風船やトイレットペーパーを使った遊び、工作を通じて、訪れた子ども114人と一緒に楽しみながら交流しました。



### 新城市若者ボランティア 人材バンク

若者のボランティア活動を支援するために設置しました。ボランティアを希望する若者50人が登録し、市内の9団体から12事業の募集依頼がありました。今後も引き続き実施します。ぜひご登録ください。



## 新城魅力探しの旅事業

### 「つながる地域と若者の輪」のリニューアル

令和7年度は地域団体や学校に協力いただき、市内5中学校区でフィールドワークを実施しました。学校の授業の中で実施した地区もありました。最後に全地区の参加者とまとめ報告会を開催し、参加した中学生同士それぞれの活動について理解を深めることができました。



### レンタサイクル実証実験・アンケート

車を持っていない若者世代の移動手段や二次交通として、レンタサイクルの普及を推進するため、新城まちなみ情報センターにおける実証実験やアンケート調査を実施しました。

第10期メンバーによる長篠城址レンタサイクル現地視察の様子

